

令和9年度近畿大学医学部長野県地域枠 申込要項

長野県健康福祉部
医師・看護人材確保対策課

令和9年度近畿大学医学部長野県地域枠を志願される場合には、入学後、長野県医学生修学資金の貸与を受けることを要件としています。

長野県医学生修学資金貸与制度に関する理解や応募の意思を確認するため、大学への出願と併せて、長野県への申込が必要です。

<令和9年度近畿大学医学部 長野県地域枠>

対 象 者	高等学校または中等教育学校を卒業した者、もしくは令和9年3月に卒業見込みの者等（出身地・出身高校は問わず出願が可能です。）
募 集 人 員	2名
申 込 期 間	令和8年12月18日（金）～令和9年1月7日（木）【締切厳守】 ※大学出願期間と異なりますのでご注意ください。
申 込 の 流 れ	<p>（1）長野県医学生修学資金制度を確認・理解する 長野県のホームページに掲載している資料を確認いただき、長野県医学生修学資金制度について、十分に理解する。</p> <p>URL https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/iryo/ishikakuho/shugaku.html</p> <p>（2）申し込む 下記のURLからアクセスし、ながの電子申請サービスで申し込む。</p> <p>URL https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=75989</p> <p>（3）申込完了メールを受信する ながの電子申請サービスによる申込を受け付けた方に対し、当課から申込が完了した旨をメールにてお知らせします。 <u>※あらかじめ、当課のアドレス (doctor@pref.nagano.lg.jp) からメールを受信できるように設定ください。</u></p> <p>（4）入学後の手続き 令和9年4月に近畿大学医学部長野県地域枠入学者として入学した後、長野県医学生修学資金の貸与に必要な手続きを行います。詳細については、合格後、当課から連絡いたします。</p> <p>（5）その他 申し込みを完了した方の氏名、住所、生年月日等は、確認のために近畿大学と共有しますので、ご了解願います。</p>

＜地域枠の試験日程＞

1 近畿大学医学部長野県地域枠試験日程について

① 大学出願期間

令和8年12月18日（金）～令和9年1月14日（木）

長野県ホームページに掲載している誓約書を出願書類として大学へ提出してください（近畿大学ホームページからもダウンロードが可能です。）。

② 選抜試験の実施日

一次試験（学力試験） 令和9年1月31日（日）

二次試験（小論文・面接） 令和9年2月14日（日）※一次試験合格者のみ

③ 合格発表

一次試験 令和9年2月10日（水）0時0分※

二次試験 令和9年2月23日（火）0時0分※

※可否の確認は、受験ポータルサイトを通じて、合格発表日前日の21:00から確認可能

2 出願に関する詳細

選抜方法、出願方法等については、近畿大学から別途公表されている「令和9年度入学試験要項」を御確認ください。

近畿大学 URL : <https://kindai.jp/>

＜長野県医学生修学資金制度＞

令和9年度近畿大学医学部長野県地域枠を志願される場合には、入学後、卒業までの間、長野県医学生修学資金の貸与を受けることを要件としています。

1 貸与額

月額 20 万円（※予定）

貸与額は県議会の議決を受けて令和9年3月頃に確定する見込みです。

2 修学資金返還の免除等

知事が指定する長野県内の医療機関における業務に従事した期間が、貸与期間の1.5倍（6年間貸与した場合には、9年間）に相当する期間に達した場合には、原則として修学資金の返還を免除します。

返還の免除事由に該当しなかった場合には、修学資金の貸与を受けた日の翌日から10%の利息を付して返還していただくことになります。

3 長野県医学生修学資金貸与者キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムについて

長野県医学生修学資金貸与者には別添1及び2が適用されます。

ご不明な事項等がございましたら、お問い合わせください。

（問合せ先）長野県健康福祉部医師・看護人材確保対策課医師係

TEL : 026-235-7144（直通） FAX : 026-235-7377 mail : doctor@pref.nagano.lg.jp

長野県医学生修学資金貸与者キャリア形成卒前支援プラン 及びキャリア形成プログラム

1. 概要

大学在学中に長野県医学生修学資金の貸与を受け、卒業後に長野県内の医療機関において一定期間の従事要件がある者が、大学在学中から従事要件が課せられている期間までの、能力開発及び向上を図るために定めるものである。

2. 対象者

長野県医学生修学資金の貸与を受けた者

3. キャリア形成卒前支援プラン

(1) 目的

地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的としている。

(2) 内容

別添 1 のとおり

4. キャリア形成プログラム

(1) 目的

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）により、医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 30 条の 23 第 2 項第 1 号に規定された、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的としている。

(2) 内容

別添 2 のとおり

※キャリア形成プログラム①、②のいずれかのプログラムを適用する。

5. 留意事項等

長野県医学生修学資金の貸与を受ける者は、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムの適用を受けることへの同意書を貸与申請時に県へ提出する。

長野県医学生修学資金貸与者 卒前支援プラン

※大学1年生から貸与を受けた場合

修学資金貸与決定	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	①スタートアップセミナー ②地域医療の現場研修会 ③各種研修会等への参加	④各種研修会等への参加	⑤各種研修会等への参加	⑥各種研修会等への参加 ※県内臨床研修病院合同説明会	⑦各種研修会等への参加 ※県内臨床研修病院合同説明会	⑧各種研修会等への参加 医師国家試験 ⑨県と医師国家試験合格者との懇談会

在学中の6年間、修学資金を貸与

キャリア形成プログラムへ

③～⑧の各種研修会等

信州医師確保総合支援センターが毎年度企画する下記の研修会等を指す。

【主要研修等】 夏季交流会(8月)、秋季研修会(10月)、春季研修会(3月) ※少なくとも1つに参加

【その他研修会等】 女性医師キャリア形成支援イベント、多職種協働研修会、ブラッシュアップセミナー 等

※研修等の詳細については、毎年度、対象者に通知

他に、年1回、信州医師確保総合支援センター専任医師(担当者)と面談を実施

キャリア形成プログラム①

別紙2

〔大学在学時の6年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合〕

※令和7年(2025年)4月1日時点でのモデルであり、今後、見直す可能性があります。

義務年限後の県内病院への勤務について支援

長野県医学生
修学資金貸与
(6年)

大学での勉学

医師免許取得

義務の履行(9年+義務年限外(中断期間)※8)

調整可能※7

初期臨床
研修
(2年)

県内臨床研修
指定病院

プライマリケアの
習得

専門研修
(後期)
(3年)

原則、県内病院
(県外病院での研修は
「義務年限」対象外)

専門科の研修※1
【専門知識・技術
の習得】

総合診療・当直・救急
などの研修
【医師不足病院勤務
への準備】

勤務※2
(4年)

県内公立・公的病院等※3

中核病院(1年)※4
○ 専門科の業務に主に従事
○ 専門研修の延長期間

医師不足病院(3年)※5
○ 総合診療、一般内科、一般
外科、救急科のいずれかの
業務
【地域の医師不足を考慮】
○ 上記以外の専門科の業務も
一定程度従事可能※6
【専門性への配慮】

※1: 専門科の選択は全ての診療科で可能ですが、医師不足病院での勤務において専門科での従事を保証するものではありません。

※2: 「勤務」期間における就業は、原則、別途県が定める「医師少数区域等」に所在する医療機関において従事するものとします。

※3: 医師少数区域については、一定の政策医療を担う民間病院を含む。

※4: 原則、「医師少数区域等」に所在する病院で、地域を代表する病院。

※5: 原則、「医師少数区域等」に所在する病院で、その地域の地域医療を担う中規模以下の病院。

※6: 専門科によっては専門医資格取得に影響が生ずる場合があります。

※7: 「専門研修」期間及び「勤務」期間については、本人の希望により調整可能とします。

※8: ①3年を超える専門研修について、2年を限度に義務年限外として認め、義務年限を当該期間と同期間延長します。

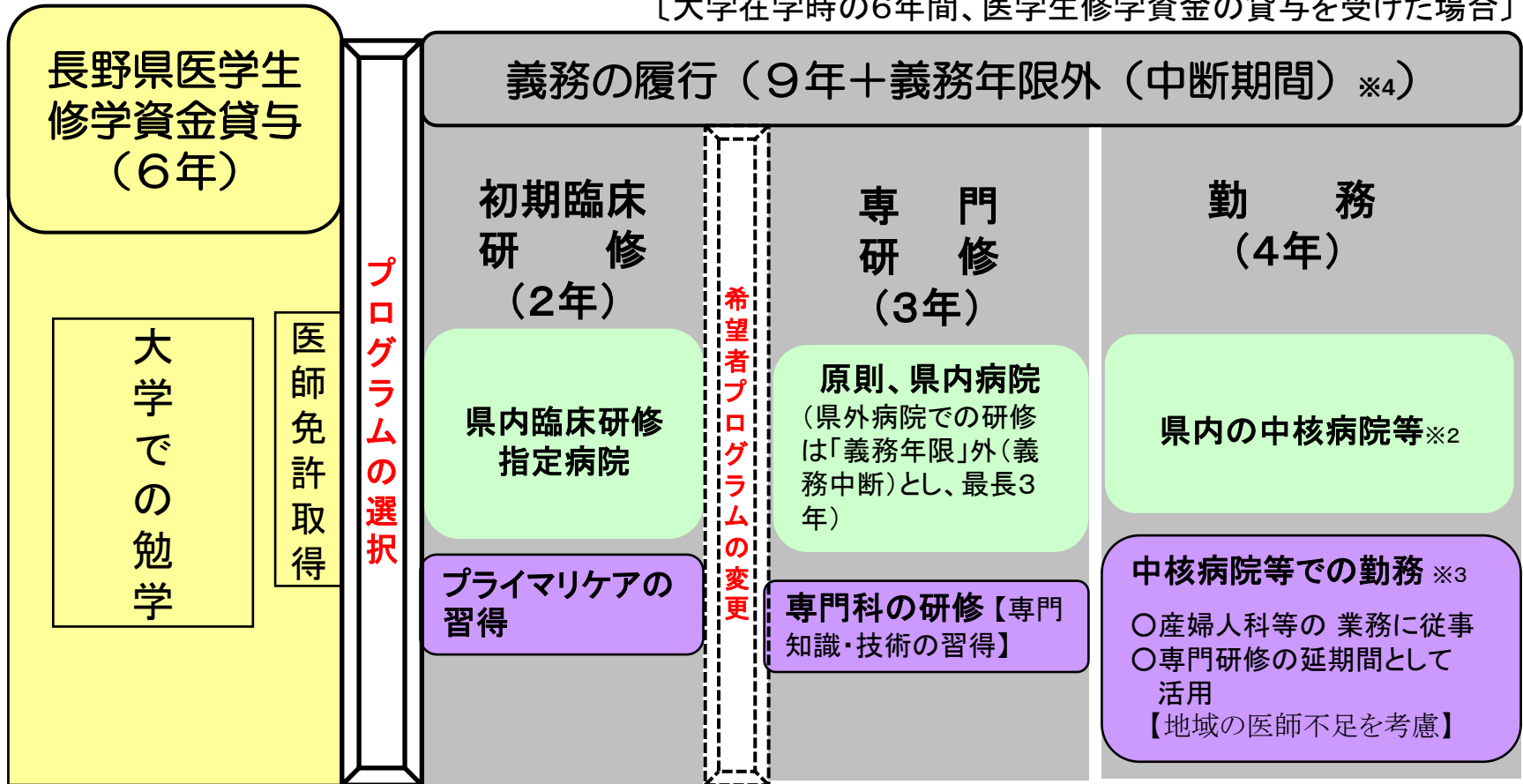
②勤務区分における県内大学病院での勤務について1年を限度に義務年限外として認め、義務年限を当該期間と同期間延長します。

(※8②は令和8年度の配置から適用)

キャリア形成プログラム②

(産婦人科等、知事が特に認める診療科) ※1

〔大学在学時の6年間、医学生修学資金の貸与を受けた場合〕



※1: 産婦人科等、県内における医師不足の解消・医療体制の確保のため、知事が特に必要と認める診療科。

※2: 別途県が定める「医師少数区域」に所在する病院で、地域を代表する病院。
所在しない場合は、医師少数区域の他の医療機関を支援することを要件とします。

※3: 県内の医療状況と、医療機能の分化と連携の観点等を考慮して決定します。

※4: ①3年を超える専門研修について、2年を限度に義務年限外として認め、義務年限を当該期間と同期間延長します。

②勤務区分における県内大学病院での勤務について1年を限度に義務年限外として認め、義務年限を当該期間と同期間延長します。

(※4②は令和8年度の配置から適用)

※令和7年(2025年)4月1日時点でのモデルであり、今後、見直す可能性があります。

義務年限後の県内病院への勤務について支援